

2025年1月20日

各位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 小宮 暁  
(コード 8766 東証プライム)  
問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長  
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)  
八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ**

東京海上ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、ID&E ホールディングス株式会社(証券コード: 9161、株式会社東京証券取引所プライム市場上場、以下「対象者」といいます。)の株券等に対する金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を 2024 年 11 月 20 日より開始しております。

本公開買付けに関して、下記のとおり、2025 年 1 月 15 日、本公開買付けの状況に鑑み、保険業法(平成 7 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に基づいて金融庁長官へ正式申請を行い、2025 年 1 月 17 日夕刻、当該申請につき、金融庁長官より正式に承認を得ました。

これを受けて、本日、金融商品取引法の手続きの一環として、公開買付届出書の訂正届出書を提出しております。これまで本公開買付けに関連する一連の全ての手続きは順調に推移しており、そのため、本公開買付けの期間も予定通りであり変更する必要はないものと認識しております(公開買付期間の末日は、2025 年 2 月 5 日を予定しております)。

記

本公開買付けに関して、金融庁長官から、保険持株会社(保険業法第 2 条第 16 項で定義されます。)である公開買付者による対象者の子会社化にあたって必要となる保険業法第 271 条の 22 第 1 項に基づく承認を 2025 年 1 月 17 日付で取得したことを証する書面を同日付で受領したことに伴い、2024 年 11 月 20 日付で提出いたしました公開買付届出書(2024 年 12 月 23 日付及び 2025 年 1 月 15 日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。)及びその添付書類である公開買付開始公告(2024 年 12 月 23 日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び 2025 年 1 月 15 日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部を訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024 年 11 月 19 日付「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024 年 12 月 23 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 1 月 15 日付「ID&E ホールディングス株式会社株式(証券コード: 9161) に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」の変更を含み、以下「本公開買付開始プレスリリース」といいます。)の内容を、以下のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

なお、本変更は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

1. 本公開買付開始プレスリリースの変更内容

2. 買付け等の概要

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### (変更前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

#### (変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく承認が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

## II. 本公開買付開始公告の変更内容

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### (変更前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第271条の22第1項に基づく承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から当該承認を受けたが、当該承認に公開買付者が同意できない条件(同法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに当該承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(変更後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）第271条の22第1項に基づく承認が取り消され又は撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

### III. その他

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本資料及び本資料の参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者(affiliate)について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

本資料又は本資料の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本資料又は本資料の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示さ

れた場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われ  
ます。

以 上